

# 労働基準行政について (労働基準監督官の仕事)

働く人のために その力を原動力に



# 1 労働基準行政の組織と労働基準監督官

## 労働基準行政の組織

労働基準行政の組織は、厚生労働大臣の下に**労働基準局**が、各都道府県には**都道府県労働局**が、さらに第一線機関として321の**労働基準監督署**が置かれています。これらはすべて国の機関です。

労働基準行政においては、国民を対象とした行政活動の多くを、第一線機関である**労働基準監督署**において展開しています。

愛媛労働局では、**松山、新居浜、今治、八幡浜、宇和島**の5か所に**労働基準監督署**を設置しています。

## 労働基準監督官とは

**労働基準監督官**は、労働基準関係法令に基づいてあらゆる職場に立ち入り、事業主に対し法に定める基準を遵守させることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図ることを任務とする**厚生労働省の専門職員**です。



## 2 労働基準監督官の仕事①

## ～監督指導業務～

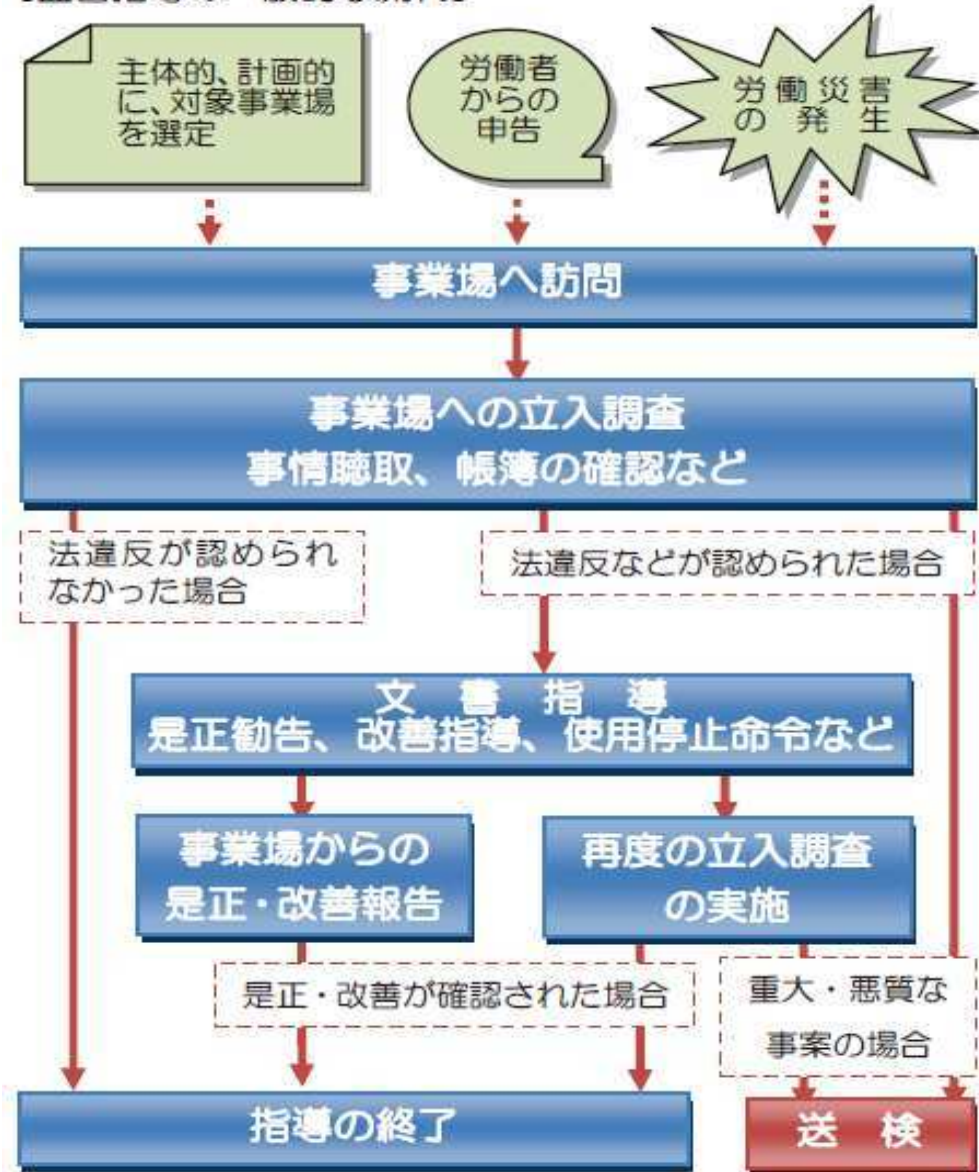
### 監督指導業務

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づき、定期的にあるいは働く人などからの情報を契機として、事業場に立ち入るなどにより、機械・設備や帳簿などを検査して、関係労働者の労働条件について調査を行います。

**法違反が認められた場合には、事業主などに対しその是正を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについては、その場で使用停止などを命ずる行政処分を行うこともあります。**

また、監督指導以外にも、窓口で労働者や事業主からの相談を受けたり、事業主を集めて労働条件の確保・改善のための説明会を実施しているほか、労働基準関係法令に係る許認可の審査など、多様な業務を行っています。

【監督指導の一般的な流れ】



(注1) 上図は一般的な流れを示したものであり、事案により、異なる場合もあります。

(注2) 事業場への監督指導は、原則として予告することなく実施しています。



愛媛労働局松山労働基準監督署  
第一方面主任監督官

KUBOYAMA Keisei  
**久保山 啓成**  
平成17年度任官

自主的、積極的な  
労務・安全衛生管理の  
推進を目指して

監督指導業務について

Q 現在の仕事内容は？

賃金不払い、長時間労働、サービス残業…労働基準監督署に寄せられる相談内容、管内の労働災害の発生状況などを踏まえ、調査対象を検討したり、管理職として、若手監督官とともに事業場へ立入調査を行い、必要な指導を行っています。また、悪質な事案については、司法事件として刑事訴訟法に基づく捜査も行います。

Q 監督業務の重要性や必要性

「安心して、安全に働ける職場」を実現するための基本のルールが、労働基準関係法令です。ルールは守られなければ意味がなく、「守らない」がまかり通れば誰も守らなくなりません。「守ってもらう」、それを使命とするのが監督業務です。

Q これまでに印象に残っている仕事は？

フォークリフトの無資格運転の匿名情報を契機とした事案です。

無資格運転は、極めて危険な行為…看過できません。



早速、若手監督官と一緒に立入調査を実施。現場到着後、しばらく工場を張りこみ。



フォークリフトが稼働しています。現場に突入！運転者に資格の提示を求めたところ「資格はない」との発言。



あらためて社長に確認。無資格運転を認めため、是正勧告しました。

Q 監督官を志す人へ

労働基準監督官は、労使間の事柄に対し法律的な判断を行いますので、労働者、使用者のどちらからも信頼される存在であることが求められます。

ただ、これは「言うは易し…」で、長年、この仕事を続けてい

ても、まだまだ自分の非力さを思い知ることが多々あります。でも、このような難しさがあるからこそ、問題が解決した時の喜びはひとしおですし、この仕事にやりがいを感じ続けられる魅力の一つだと思っています。

監督指導(立入調査)の流れ

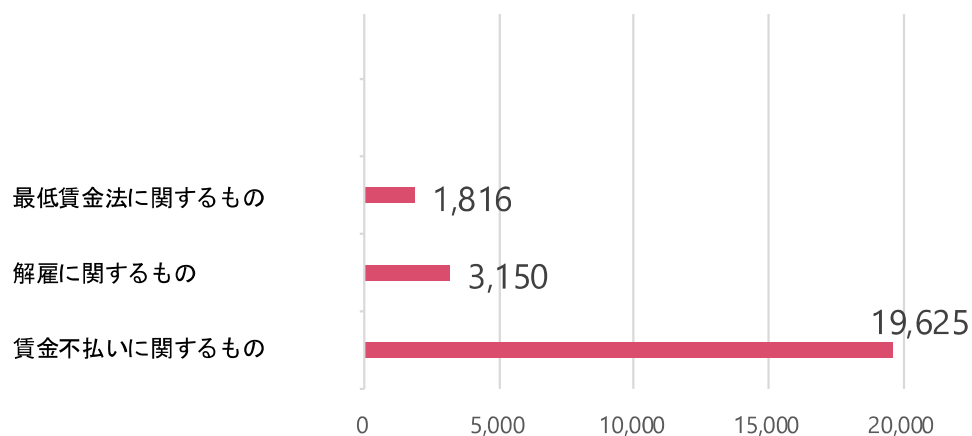


# 監督指導業務 ～監督指導の状況～

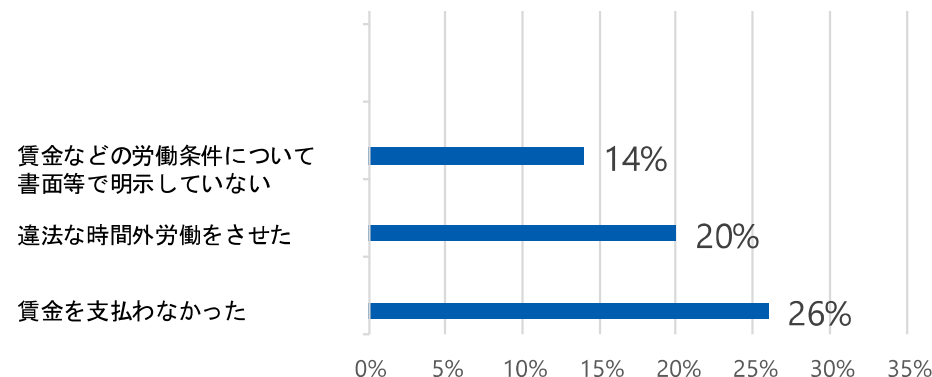
定期監督（主体的、計画的に実施する監督指導）は、令和5年には**約14万件**実施し、そのうち**約70%**の事業場において何らかの労働基準関係法令違反が認められました。

これらの法違反のほとんどは、**労働基準監督官の指導等によって是正**されています。

申告処理における各違反類型ごとの申立数



定期監督における主な違反の種類



(各違反類型ごとの違反数/違反事業場数)

申告（労働基準法等の違反について行政指導を求めるもの）の受理件数は、令和5年で**約2万4,000件**にのぼり、その内容は、賃金不払に関するものが最も多く、次に解雇に関するものとなっています。

### 3 労働基準監督官の仕事② ～安全衛生業務～

## 安全衛生業務

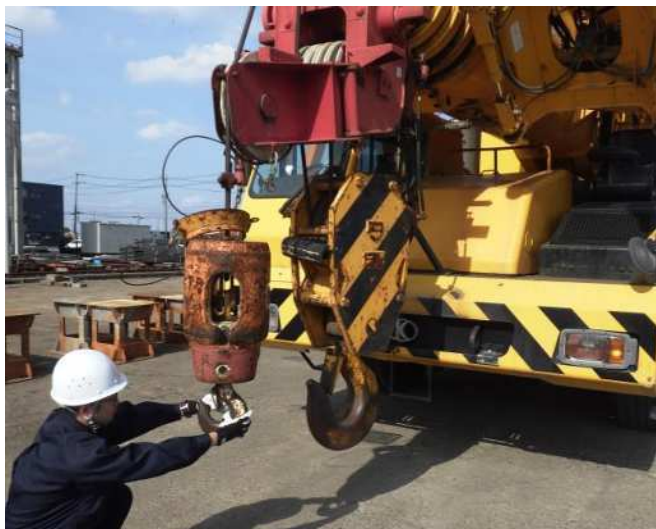
労働安全衛生法などに基づき、働く人の安全と健康を確保するための措置が講じられるよう事業場への指導などを行っています。

具体的には、クレーンなどの機械の検査や建設工事に関する計画届の審査を行うほか、事業場に立ち入り、労働災害が発生するおそれのある状況が認められた場合、事業主に対して改善するよう指導を行っています。

また、労働災害が発生した場合には、原因を究明し、再発防止のための指導を行います。



クレーンの崩落災害



機械・設備の状態の確認



実際の災害調査の様子

# 安全衛生業務 ～理工学系の専門分野と安全衛生業務～

労働基準監督官は、法律を扱うことから文系の職業だと思われがちですが、労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備も、労働基準監督官の重要な使命の一つです。

労働基準監督官には、**理工系の採用試験区分**もあり、**理工系学科で学んだ知識や、理工学的な思考は、産業現場で起こる様々な問題に対応するために活用できます。**

(活用例)

○機械工学

工場におけるプレスやロボットなどの**産業機械**の安全性の確認・指導など

○電気工学

工場や建設現場における**電気設備**の安全性の確認・指導など

○土木、建築学

高層ビルの建築やトンネル建設などの**建設現場**における工事計画の安全性の審査、指導など

○化学

工場や研究施設、建設現場などにおける有機溶剤や鉛、石綿などの**化学物質**等を取扱う際の健康障害を防止するための指導など

○物理、数学

工場のボイラーや建設現場の足場などの機械設備や仮設物の**強度計算**など

廃炉作業などにおける**放射線**による健康障害を防止するための指導など



# 4 労働基準監督官の仕事③ ～司法警察業務～

## 司法警察業務

監督指導の結果、是正勧告を受けた法違反を是正しないなど、**重大・悪質な事案については、司法警察官として、刑事訴訟法に基づき、取り調べなどの任意捜査や、捜索・差押え、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検**します。  
最近では、全国で毎年800件程度を検察庁に送検しています。

### 捜査会議

捜査方針を定め捜査を開始します。



### 捜索・差し押さえ

裁判所から令状をとり証拠品を押収します。



### 証拠品の分析



### 取調べ

被疑者や参考人から事情聴取をします。



### 検察庁に送検



※逮捕を行う場合もあります。



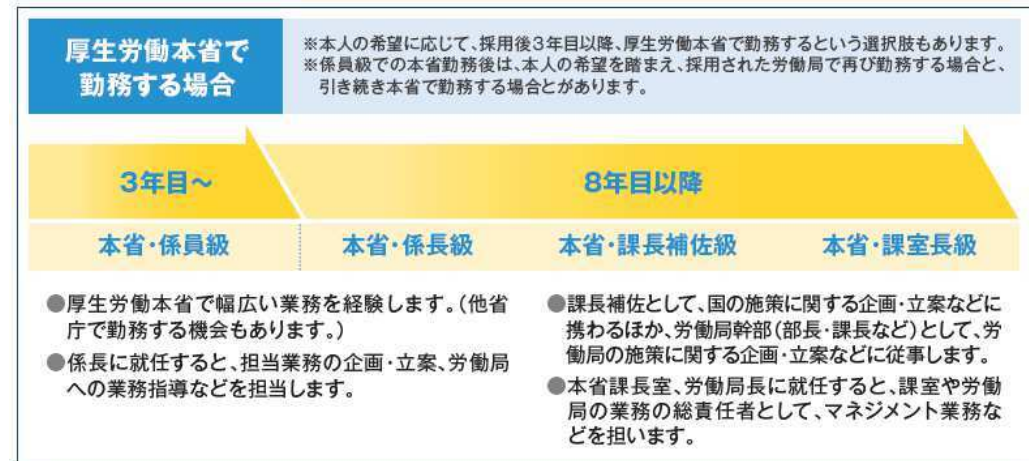


# 6 採用後の異動・キャリアパスについて

労働基準監督官採用試験の最終合格者を対象に、採用を希望する労働局において採用面接を行い、採用後は主に採用された労働局又は管内の労働基準監督署で勤務します。採用後の3年目からの2年間については採用された労働局とは別の労働局管内で勤務します。

採用後は、監督業務を中心とするキャリアパスと、安全衛生業務を中心とするキャリアパスがあります。

※ どちらのキャリアパスでも、将来的な昇進等に差はありません。



# 7 採用試験・採用後に関するQ & A

## Q. 労働基準監督官の仕事は、文系と理系のどちらに向いていますか？

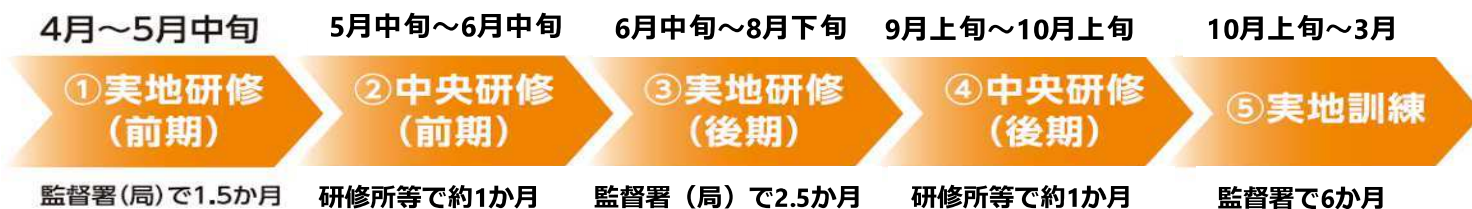
労働基準監督官は、あらゆる業種の事業場に立ち入り、賃金・労働時間や安全衛生に関する基準が守られているか調査すること等を主な職務としているため、文系的な知識のみならず、理系的な知識も必要となります。したがって、各分野の専門知識を業務に生かすことができます。なお、労働基準監督官試験には、A（法文系）、B（理工系）の区分がありますが、どちらの区分でも、採用後の給与、昇進等の処遇に違いはありません。

## Q. 採用後の研修について教えてください。

採用後に実施される研修は、法令に関する知識や産業の安全衛生に関する知識等を十分に修得できるカリキュラムとなっており、文系・理系どちらの方でも労働基準監督官として活躍することができます。

労働基準監督官は、採用後1年間、監督関係業務に係る基礎的研修及び実地訓練を受けます。この間に労働大学校で実施される中央研修（前期及び後期）を約3か月間にわたり受講することになります。また、採用時の研修のほか、その後定期的に又は昇進時において中央研修が実施されます。

### 採用後1年間のスケジュール例



#### ① 実地研修 (前期)

- 労働基準行政の概要、監督業務、安全衛生業務、労災補償業務の概要
- 監督署業務の実務補助、工場等の実地見学 など

#### ② 中央研修 (前期)

- 一般法学
- 労働基準関係法令
- 監督業務
- 安全衛生業務
- その他

#### ③ 実地研修 (後期)

- 相談、各種届出等の対応
- 監督業務、安全衛生業務、労災補償業務、司法警察業務等の実施要領 など

#### ④ 中央研修 (後期)

- 一般法学
- 監督業務
- 安全衛生業務
- 司法警察業務
- その他

# 8 2025年度採用試験～採用までのスケジュールについて

2/20～3/24

試験申込み（インターネット）

5/25

第1次試験（記述試験）

【第1次試験地】 ※ 全国19都市

札幌市、盛岡市、仙台市、秋田市、さいたま市、東京都、新潟市、名古屋市、金沢市、京都市、大阪市、松江市、広島市、高松市、松山市、福岡市、熊本市、鹿児島市、那覇市

7/8～7/11

第2次試験（人物試験）

【第2次試験地】 ※ 全国11都市

札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、熊本市、那覇市

8/12

最終合格発表、採用面接

※ 最終合格発表後に、採用面接を47都道府県労働局で実施します。

10/1

採用内定

※各労働局の定員事情によっては、試験実施の年度中（10/1付け、翌年1/1付けなど）に採用されることもあります。

翌年4/1

採用